

弱点克服講座

民事訴訟（執行・保全）法、供託法、司法書士法

1 平成27年度の本試験

(1) 出題の範囲、形式、難易度／例年との比較

(2) 本試験の出題例（第4問、第5問）

(3) 難問なし

2 来年度の合格のために必要なこと／正答率70%以上の人

(1) 択一試験の位置づけ

ア 択一試験は、非情である（○か×のいずれか）。

イ △を2肢以上付けた問題が3問以上あると、合格は困難。

ウ 難問を1～2肢入れる問題が数問ある。

(2) 年内にすべきこと

ア 問題の各肢（12問×5肢＝60肢）の分析

イ 各肢ごとに虱つぶしに、分析する。

ウ 分析の中身（(1)ウへの対応）

(3) 年明け～本試験は、反復

3 来年度の合格のために必要なこと／正答率70%以下の人

(1) テキスト

その基礎知識（意義、要件、効果）を正確に理解する。

(2) 条文、判例、先例

重要かつ基本的なものは正確に理解する（暗記するくらいに）。

(3) 過去問

各肢ごとに虱つぶしに、反復する（暗記するくらいに）。

4 弱点克服講座の紹介

(1) 楽しい勉強

民訴系の基礎知識を、楽しく勉強する。

(2) 設例重視の講義

講師が実務で手がけた案件を用いる。

(3) 関連学習

民法、不動産登記法との関連知識に言及する。

(4) 復習中心

復習シートに基づいて、徹底して自習する環境を提供する。

(5) 知識の確認

講義前の確認テスト（過去問中心）により、知識を確認する。

5 講師の希望する受講者

(1) 平成28年度の合格を目指す人

(2) 民訴系の科目について苦手意識のある人

(3) 受験歴が長くて、心機一転を図りたい人

(4) 民訴系の科目の初学者

(5) 志（こころざし）の高い人

合格後に法律家（認定司法書士）として活躍したい人

6 使用テキストの紹介

オリジナルテキスト（豊富な「図表集」付き）

以上

(別紙)

本試験の出題例／平成27（2015）年度

第4問 民事訴訟における証拠調べに関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 裁判所は、管轄に関する事項について職権で証拠調べをすることができる。
- イ 裁判所は、当事者の申立てがあるときに限り、訴訟の係属中、証拠保全の決定をすることができる。
- ウ 裁判所は、当事者の申立てがあるときに限り、検証をするに当たり、鑑定を命ずることができる。
- エ 裁判所は、当事者本人が未成年者である場合、その法定代理人を職権で尋問したときは、更に職権で当該未成年者である当事者本人を尋問することができる。
- オ 裁判所は、職権で、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第5問 裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは後記1から5までのうちどれか。

- ア 当事者双方が、連続して2回、口頭弁論の期日に出頭せず、かつその後1月以内に期日指定の申立てがされなかった場合、当該期間の経過した時に訴えの取下げがあったものとみなされる。
- イ 被告が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をした場合、原告は、判決が言い渡された後でも当該判決が確定するまでは被告の同意を得れば訴えを取り下げることができる。
- ウ 訴訟代理人は、特別の委任を受けることなく裁判上の和解をすることができる。
- エ 請求の放棄は、和解の期日においてもすることができる。
- オ 原告が、被告に対し所有権に基づいて土地の引渡しを請求する訴えを提起した場合において、被告が口頭弁論の期日において「原告から100万円の支払を受けることを条件として原告の請求を認める」旨の陳述をしたときは、請求の認諾がされたものとなる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第4問 証拠調べ

- ア ○ 明文／§ 1 4（職権証拠調べ）
- イ × 明文／§ 2 3 7（係属中の証拠保全は職権も可能）
- ウ × 明文／§ 2 3 3（検証の際の鑑定は職権でも可能）
- エ × 明文／§ 2 1 1 但書（法定代理人の尋問後の本人尋問も可能）
- オ ○ 明文／§ 1 8 6（調査嘱託）

第5問 裁判によらない訴訟の完結

- ア × 明文／§ 2 6 2－I（訴えの取下げの遡及効）
- イ ○ 明文／§ 2 6 1－I、II 本文（訴えの取下げの要件）
- ウ × 明文／§ 5 5－II ②（和解は特別授權事項）
- エ ○ § 2 6 1－I（放棄は、和解期日でもできる）
- オ × 放棄、認諾は、無条件に認めるものなければならない（条件を付すと、訴訟終了効が不明となるから）。